

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月22日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 カラーFAX複合機8台賃貸借及び保守 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書等による。
- (3) 契約期間
賃貸借期間：平成25年1月1日から平成29年3月31日まで(51ヶ月)
保守期間：平成25年1月1日から平成25年3月31日まで(3ヶ月)
- (4) 納入場所 入札説明書等による。
- (5) 入札方法
 - ① 入札者は、「入札書」に、「入札書別紙」の合計金額(賃貸借料及び保守料のほか、機器の据付等・調整に係る費用等本調達に要する一切の諸経費を含めた、入札金額)を記載すること。
賃貸借期間は51ヶ月とし、保守期間は3ヶ月とする。
次年度以降の保守契約については、各年度毎別途入札等を行うものとする。
 - ② 電子入札システムによる入札の場合は、「内訳書」として「入札書別紙」を添付すること。紙入札による入札の場合は、「入札書」と「入札書別紙」を綴って封入し提出すること。
※「入札書別紙」については、空欄が無いように注意すること(記載漏れは無効)。
※「入札書」に記載する金額と「入札書別紙」の総合計は一致すること。
 - ③ 当該案件について、落札者となった者が、各年度末に予定する保守契約の入札等に参加する場合には、初年度に落札した保守契約単価を上限として入札等に参加すること。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約に移行しない。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のうち、A、B又はC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年8月6日付け総会計第642号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 3.(3)の交付期間中に仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、3.(4)の提出期限までに競争参加資格確認申請書等を提出していること。
- (6) 保守対象機器が、常時正常な状態で使用できるように以下の体制の確保が可能であることを証明したものであること。
 - ① 定期点検及び消耗品供給等のメンテナンスサービス体制が整備されていることを証明した者であること。
 - ② 機器の障害発生に対して、迅速かつ的確な対応が可能であることを証明した者であること。

- (7) 同種業務の履行実績があることを証明した者であること。
なお、同種業務とは平成19年度以降における当該業務と同等の複合機の保守業務を行ったことを証明したものであること。
- (8) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (9) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係
電話 098-866-0031（内）2528
- (2) 紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
(1)の問い合わせ先に同じ
希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (3) 入札説明書の交付期間
平成24年11月22日（木）から平成24年12月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分～17時15分まで。
- (4) 電子入札システムによる入札書類データ（競争参加資格確認申請書等）及び紙入札方式による申請書等の提出期限
平成24年11月29日（木） 17時15分
- (5) 電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の提出期限
平成24年12月7日（金） 17時15分
郵送（書留郵便に限る。）の場合は上記まで必着すること。
- (6) 開札の日時及び場所
平成24年12月10日（月） 10時00分
沖縄総合事務局開発建設部入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに入札書類データ（申請書等）を上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びその他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。